

中池見湿地の保全に関する意見書

2005年3月18日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

中池見湿地は、ラムサール条約の登録湿地とすべき湿地であり、そのために下記のとおりの方策をとるべきである。

- 1 敦賀市は、中池見湿地の保全策を検討するにあたり、都市公園構想を撤回し、同湿地をラムサール条約登録湿地とするためにふさわしい保全策を決定し、かつ地域住民の理解を得られるよう、中池見検討協議会の委員構成を見直すと共に、会議においては広く住民や専門家の意見を聞くべきである。
- 2 福井県は、中池見湿地をラムサール条約の登録湿地とするため、敦賀市と協力して、若狭湾国定公園又は越前加賀海岸国定公園の公園区域を同湿地に拡張するよう申し出を行うべきである。
- 3 環境省は、福井県の申し出を受けて、若狭湾国定公園又は越前加賀海岸国定公園の公園区域を変更し、中池見湿地を公園区域として指定した上で、ラムサール条約の登録湿地とするための手続きをすべきである。

意見の理由

第1 湿地保全の重要性

1 湿地保全の国際的潮流

湿地は、生物多様性に富み多くの野生生物の命を支えているだけでなく、食料などを提供し、洪水調節、水質の保全、汚染を緩和するなど人の生存を支えてきた。しかし、近年までその価値を十分に認識されず、じめじめした不毛の土地として開発の対象とされ続けた。その結果、全世界では、20世紀末までにほぼ半分の湿地を破壊し尽くしたといわれている。

このような状況に対して、干潟をはじめとする湿地保全の重要性が認識され、1971年には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（以下「ラムサール条約」という）が採択され、以後、湿地の保全は国際的な課題となった（わが国は80年に批准している）。わが国では、02年3月閣議決定の新・生物多様性国家戦略において、湿地の重要性を強調し、湿地の置かれた状況を分析した上で、湿地保全の緊急性や保全手法までも明記するに至った。

このような国内外の湿地環境保護の潮流の中で、環境省は01年12月、重要湿地及びその周辺地域での開発計画等に際して保全上の配慮を促すため、日本を代表する重要な湿地を500か所（以下「重要湿地500」という）選定し、発表した。この中には、本意見書で取り上げる中池見湿地も含まれている。

2 当連合会の湿地保全の取り組み

当連合会では早くから湿地保全問題に取り組み、各地の湿地を取り巻く問題状況を調査、研究の上、湿地に対する開発行爲の中止や保全策の提言を行ってきた。97年

には諫早湾干拓事業に関し水門開放と事業中止を求める意見書と中海干拓事業中止の意見書を、99年12月には東京湾三番瀬の埋立中止を求める意見書を、02年3月には沖縄県泡瀬干潟の埋立事業の中止を求める意見書を、03年10月には諫早湾干拓事業につき再生に向けた水門開放調査を求める意見書を、04年2月には中城湾港佐敷干潟埋立計画に関する意見書を公表している。

また、02年10月には、郡山市で行われた第45回人権擁護大会において、シンポジウム「うつくしまから考える豊かな水辺環境 - 湿地保全・再生法制定に向けて - 」を開催し、当連合会の取り組みの到達点として、回避・最小化・代償という明確な優先順位をもって保全を行う手法（ミティゲーション）、生態学的知見に基づき保全と再生を一体的に行うための湿地管理計画制度及び、保護区制度をその内容とする湿地保全・再生法の制定と法制定によって保全策が取られるまでの緊急措置として重要湿地500の湿地及び周辺地域で進行中の開発計画を中止させること等を内容とする「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を採択している。

3 本意見書とりまとめの経緯

当連合会は、01年8月と04年11月の2度にわたり現地調査を行うなどした結果、後述するように、中池見湿地保全の重要性を深く認識し、そのためには、中池見湿地の研究者、中池見湿地の保全に携わる市民、そして、地元敦賀市及び福井県並びに湿地保護に関する主管省である環境省の担当者が、一堂に会して中池見湿地の保全策について検討することの必要性を痛感した。そこで、これらに参加を呼びかけて、05年2月26日、中部弁護士会連合会及び福井弁護士会との共催で、敦賀市においてシンポジウム「中池見湿地の保全とラムサール条約～敦賀から世界へのメッセージ～」を開催した。なお、環境省だけでなく、地元敦賀市や福井県からの参加はなかった。

本意見書は、このシンポジウムの成果をも踏まえて、とりまとめたものである。

第2 中池見湿地の重要性

1 中池見湿地の形成と地形的・地質的貴重さ

中池見湿地は、福井県敦賀市の東南部、壱曲地区に位置する、周囲が標高100～170mの天筒山、中山、深山の三山に囲まれた標高約47m、面積25haほどの低地泥炭湿地である。この地域には、かつて中池見湿地の外にも、余座池見、内池見の三つの湿地があったが、内池見には北陸電力の変電所が建設され、余座池見は住宅地となり、現在、中池見湿地だけが唯一昔ながらの姿をとどめている。

中池見湿地は、10万年より古い時期に東西方向の圧縮応力によって、南北方向の逆断層を生じたことで東に向かって流れていた小河川がその流路を断たれたことが発端になって形成された。水流が停滞したことと、断層沿いに湧水が生じたことによって、細粒の堆積物から粘土層が形作られ、その上に生育した植物が遺骸となって有機質が混ざることになり、漸次、泥炭層として発達した。そして、泥炭層が全域を埋めるのと前後して、断層運動が再び起こってまた新たな凹地が生まれて、泥炭層で埋め

られ、また断層運動が起こって凹地が生まれて、泥炭層で埋められてというプロセスの繰り返しで湿地は拡大し、現在のような特異な地形と40m以上に及ぶ層厚の泥炭層が形成されたとされる。

中池見湿地の三山に囲まれた袋状の谷に堆積物が埋積してできあがった地形は、袋状埋積谷（ふくろじょうまいせきこく）と呼ばれる珍しい地形であり、「日本の地形レッドデータブック第1集」（94年）にも緊急の保全を必要とする地形として記載され、地形学的にも注目される重要な場所である。

また、層厚40m以上に及ぶ泥炭層の厚さは、世界的に見ても例のないものであり、地質学的にも貴重な場所である。

泥炭地は、生物多様性の維持だけでなく、植物遺骸を未分解のまま炭素固定状態においたり、また考古学的にも人工による遺物等を手つかずのまま保存するなど、自然的にも文化的にも重要な機能を有している。中池見湿地でも、その泥炭層から過去10万年に及ぶ気候変動や植生変遷が明らかになっている。

このような泥炭湿地の重要性は、最近になってようやく意識されるようになり、02年に開催された第8回ラムサール条約締約国会議において、泥炭地に関する地球的行动のためのガイドラインが決議された（同会議決議 . 17）。

2 土地利用の変遷

中池見湿地は、戦国時代ころまでは大杉などが繁るうっそうとした底なし沼の様相を呈していたようであるが、江戸時代初期ころから開墾がされるようになった。

中池見湿地の水田は、奥深い泥炭層にあったことから、全国的に湿田の乾田化が進むなかでも湿田のままであった。一年中水が張られる状態であったため、稲刈り時にはかつては田舟を使っていた。耕作者は、泥炭層に客土を繰り返し、機械化が困難なため昔ながらの農業を続けていた。69年に農業振興地域の整備に関する法律が制定されると、休耕田が生まれはじめ、休耕田と耕田がモザイク状に入り交じる独特の風景を形成するようになった。

前記1の地形的、地質的特徴から、中池見湿地の水源は、地表水の外、周りの落葉樹で覆われた周囲の丘陵地から地層を通して湿原の周囲に出る湧き水であり、地下水が地上に湧出して湿地に流入し、これが集まって水路や水田の中を流れていき、その流下に伴い次第に栄養分を補給する。そして、流入水は長期にわたって湿地内の泥炭層内に滞留して軟水化した水塊となって蓄えられている。このように中池見湿地は、地表水、地下水、地下水起源の流入水、湿地内滞留水がモザイク状に分布することにより、多様な水環境が形成されている。このモザイク状に分布している多様な水環境と除草、導水、水田の耕起といった農作業の過程が、後記3で述べる生物多様性の形成に寄与していたものと考えられている。

3 生物多様性

中池見湿地及びその周辺丘陵地には、湿地内に287種、周辺丘陵地に315種の植物、128種類の鳥類及び1738種の昆虫（このうちトンボ相を例にとると10

科70種であり、国内での総確認種数197種の約35%にも上る)の生育・生息が確認されており、極めて生物多様性に富んだ地域である。

また、以下のとおり、環境省作成のレッドデータブックでレッドリストに掲載されているものも数多く、その点でも貴重な地域である。

湿地内の植物では、イトトリモゲ(絶滅危惧 B類)、ミズニラ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ、ヤナギヌカボ、ヒメビシ、ミズトラノオ、オオニガナ、ミズアオイ、カキツバタ、ミズトンボ(絶滅危惧 類)、ミクリ、ナガエミクリ、アギナシ、ミズワラビ(準絶滅危惧種)

鳥類では、クマタカ(絶滅危惧 B類)、トモエガモ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイ(絶滅危惧 類)、ミゾゴイ、チュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、ハイトカ、ノジコ(準絶滅危惧)

魚類では、ホトケドジョウ(絶滅危惧 B類)、メダカ(絶滅危惧 類)

この外にも、福井県のレッドリストに掲載されている種も多く、昆虫では181種にも及んでおり、この中には、コガタノゲンゴロウのように、33(昭和8)年以降県内で採取記録がなく、絶滅したと思われていた種も存在する。

4 世界に誇るべき価値

以上のとおり、中池見湿地は、地形的、地質的な点からいっても、生物多様性の点からいってもその貴重さは国際級であり、その保全は、中池見湿地のこのような国際的な位置づけを踏まえてなされなければならない。これは、ひとり敦賀市のみで行えるものではなく、敦賀市が福井県及び国と連携して行うべきものである。

第3 中池見湿地の開発計画と市民運動

1 大阪ガスのLNG基地計画

前述したように中池見湿地は、生物多様性に富み、地形的・地質的に見ても極めて貴重な湿地であるにもかかわらず、最近まで開発の危険にさらされてきた。

85年に、敦賀市が整備主体未定のまま独自に工業団地基本構想を策定し発表を行ったが、92年に、これに代わるように、当時の敦賀市長が大阪ガスの液化天然ガス(LNG)基地を中池見湿地に誘致することを表明した。そして、その年のうちに市議会において「大阪ガス敦賀LNG基地誘致に関する決議」が採択された。計画の内容は、18万kℓのLNGタンク10基、8万kℓのLNGタンク2基を中池見湿地及びその周辺里山に建設するとともに、敦賀港の整備を行い港湾とLNG基地とをパイプラインで結ぶというものであり、操業開始予定は2010年であった。

2 環境保全エリアの整備

翌93年から、福井県環境影響評価要綱に基づき、環境影響評価のための調査が開始され、95年に環境影響評価準備書が提出されたが、自然環境への配慮を求めた福井県知事の意見を踏まえ、環境保全エリアの整備をすることとした環境影響評価書が96年に提出され手続を終えた。

この環境保全エリアは、大阪ガスが、中池見湿地の南部の周辺の里山を含む10ha（湿地部分としては3ha）に、営農作業に準じた維持管理作業、里山管理作業、池、水路などの環境基盤整備を行い、中池見内に生息する動植物を環境保全エリアに移植して保全しようと整備した地域である。環境保全エリアの整備は、97年に開始され、2000年に完成、一般公開に至り、後述のようにLNG基地計画が中止された今日も大阪ガスによる管理が続いている。

しかし、この環境保全エリアに対しては、水性動植物の移植には技術的方法が確立されていない、面積がわずか3haでは、地質や水環境が異なる中池見湿地全体の生態系の保全は不可能であるなどとの批判が寄せられている。

3 大阪ガスのLNG基地計画の中止とその後

大阪ガスは、99年9月、将来のガス需要の見直しを理由に、LNG基地計画の操業開始を10年程度延期する旨を発表し、さらに02年4月には、計画そのものの中止を発表した。

そして、04年2月25日には、敦賀市との間で、既に関収を終えた中池見湿地及び周辺丘陵地の土地約80ha及び建物その他の附属設備を4億2千万円の維持管理協力金とともに、05年3月31日をもって敦賀市に寄付する旨の協定を締結するに至っている。

LNG基地計画が中止されて以降、地元自治体の姿勢にも徐々に変化が現れ、敦賀市長は、02年に中池見湿地を保存すべき旨の見解を示すようになり、04年には、ラムサール条約登録地を目指したい旨の見解をも表明した。

敦賀市では、後述のとおり、現在「中池見検討協議会」において、中池見湿地の保全、活用等について検討、協議がなされているところである。

4 中池見湿地保全に向けた住民団体の活動

地元住民団体の中池見湿地保全に向けた活動は、工業団地基本構想のころに遡る。

当時は、中池見は田んぼであったためその存在はほとんど知られず、中池見湿地の認知を広めるべく、自然観察会などを実施してきた。

LNG基地計画が明らかになると、保全のため反対運動を展開し、関係諸団体への意見書の提出などの活動を行うようになった。また、96年にはLNG基地予定地の一部を取得するトラスト運動などを展開した。

また、99年にコスタリカで開催されたラムサール条約第7回締約国会議に付随して行なわれたIUCN（国際自然保護連合）主催のNGO会議「地球上の生物多様性に関するフォーラム」に参加して、中池見湿地の重要性を認識する緊急アピールの採択に至り、2000年にカナダで開催された国際泥炭・湿地会議では、シンポジウムを行い、中池見湿地の保全を求める決議を採択するに至るなど、海外においても活発な活動を行ってきた。

04年には、NPO法人を設立して、草刈りや水路の維持・整備といった保全活動や自然観察会などによる啓発活動を継続している。

第4 中池見検討協議会のあり方

1 中池見検討協議会の設置

敦賀市は、04年7月、「中池見検討協議会設置要綱」に基づき、中池見湿地の保全、活用等について検討、協議するための機関として「中池見検討協議会」を設置し、学識経験者7名、関係機関・団体の代表者10名、敦賀市職員3名の合計20名の委員を選出した。

任期は2年であり、その任期内での結論を予定しているとのことである。04年度には3回の会議が予定され、04年8月17日に第1回会議が、同年11月14日に第2回会議が行なわれ、05年3月19日に第3回会議が予定されている。

2 中池見検討協議会の問題点

この中池見検討協議会のあり方には以下の問題点がある。

問題点の一つは、前述した中池見湿地の貴重さ及びその保全の重要性に鑑みるならば、この検討協議会の委員には、その点の十分な理解が求められるが、委員の中には中池見湿地に一度も行ったことがない委員もあり、中池見湿地の重要性及びその保全の貴重さが十分に理解されていないと懸念される。

そのような人選をしてしまった場合でも、事務局がその点のフォローができるよう豊富な知識と高い志を有していればさして問題は起こらないであろうが、後述のとおり、保全の方向として、自然公園ではなく、都市公園法に基づく都市公園化の構想を考えている状況であり、事務局員すらも中池見湿地の価値を十分に把握しているか疑問なしとしない。

また、前述のとおり、中池見湿地における生物多様性は、周囲の丘陵地からの地下水が地層を通して地上に湧き出しているという地質的条件や、農業的利用によって水が水路や水田の中を流れていくなかで形成される多様な水環境の微妙なバランスのうえに成り立っていることから、その保全のあり方を決定するについては、中池見湿地を調査・研究のフィールドとした地質や生物の専門家の知見が必要であるが、学識経験者委員の中には、それまで保全エリアの維持管理運営に当たった者はいても、「中池見湿地総合学術調査報告書」(独立行政法人国立環境研究所03年2月20日発行)のような中池見湿地の本格的学術調査に携わった者は含まれていない。

そして、適切な保全策を見いだすためには、十分な議論が必要であり、それには議事録も含めて事前にできる限り多くの資料を委員に配布するなどの事前準備が不可欠であるが、現実には当日にごくわずかの資料が配布されるだけであり、事前準備が十分になされているとは言い難い。

また、保全策を決定するのに委員だけの知見では不十分である場合や保全策を十全なものにするために広く市民の意見を聞きたいと考える時には、専門家の意見や広く市民意見を聴取することも必要であるが、そのようなことはなされていない。

さらに、責任を持った議論をするためには、密室ではなく、公開の場で議論を行い、その議事録も公開すべきであるが、このような会議はなされていない。

3 中池見検討協議会のあり方

こういった問題を解決するためには、まずは、委員の選任方法から見直す必要がある。委員の選出にあたっては、中池見湿地の持つ価値を理解した上で、その保全策が講じられるように、少なくとも一部の委員については一般公募などの方法によって選出すべきである。また、中池見湿地の特質・特徴にふさわしい保全策が講じられるよう上記「中池見湿地総合学術調査報告書」の作成に関与した研究者を、是非とも委員に加えるべきである。

以上のことは、「中池見検討協議会設置要綱」を変更すれば足りることであり、困難ではない。

そして、検討協議会が実質的、かつ十分な議論ができるようにするために、市当局の都市公園化構想を一旦撤回すると共に、委員には事前に十分な資料を配布し、検討協議会自らが、専門家や一般市民の意見を聴く等審議のあり方を見直す必要がある(なお、一般市民の意見を聞く前提として、公開の場での議論と、議事録の公表は不可欠である)。

第5 中池見湿地の保全のあり方

1 都市公園化構想の問題点

前述したように、中池見湿地の貴重さ及び重要性に鑑み、その保全は、ひとり敦賀市のみで行うべきものではなく、福井県及び国が連携して、国際的見地から行なわなければならない。

また、その保全にあたっては、水源となっている湿地をとりまく周囲の丘陵地、地下水の通り道、湿地周囲の地下水の湧き出し口、湿地内の水路などが、これまで同様の環境を維持すべく保全されなければならない。前述したように、現在の中池見湿地では、大阪ガス(寄付後は敦賀市)が環境保全エリアの維持管理を行っているが、わずか10ha(湿地部分に限って3ha)の環境保全エリアのみでは、中池見湿地の多様な動植物相を守ることができない。

第2回中池見検討協議会では、敦賀市の指導で、都市公園とすることを前提とした議論が進められているが、都市公園は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とする(都市計画法1条)都市計画法に定められる都市計画施設であり、自然そのものの保全を目的としたものではない。都市公園とすることによって、中池見湿地を開発による破壊から守ることはできても、公園化及びその後の利用によって湿地生態系の破壊をもたらすことは明らかである。

また、後述のとおり、中池見湿地が、国際的見地から保護されるべきものであることに照らせば、ラムサール条約登録湿地として保全すべきであり、そのためにふさわしい保全策を講じなければならない。

後述のとおり、中池見湿地の都市公園化は、ラムサール条約登録湿地にふさわしい保全策とはいえない。都市公園化構想は速やかに撤回しなければならない。

2 ラムサール条約と中池見湿地

ラムサール条約は、その名が示すとおりかつては水鳥の保護を中心とした条約であったが、現在では広く湿地を保護するものとなっている。また、99年にコスタリカで開催されたラムサール条約第7回締約国会議では、05年11月のラムサール条約第9回締約国会議までに登録湿地を倍増させることを目標とすることが決定された（同会議決議 . 11）

これを受けて、環境省は第9回締約国会議までに国内の登録湿地数を22か所（99年当時の2倍）以上とする国内目標を設定し、検討会において国内候補地の選定作業に入っている。

環境省は、「重要湿地500」の中から、国際的な基準を満たすと考えられ、国指定鳥獣保護区特別保護地区等として保全が国内法によって担保され、地元自治体の賛同を得られる湿地をラムサール条約登録湿地の国内候補地選定基準とし、選定作業の結果、04年9月2日に国内候補地の発表をしたが、この候補地リストには中池見湿地は含まれていない。

環境省の設けた選定基準は、ラムサール条約第9回締約国会議での登録という短期目標達成のための基準であるため、国内候補地として相応しい湿地を網羅しないという問題点があり、基準の見直しが望ましいところではある。しかし、早急に見直しが困難であったとしても、中池見湿地のような貴重な湿地については、国、地元自治体が協力し、国内候補地として選定すべきである。

99年にコスタリカで開催されたラムサール条約第7回締約国会議では、別紙1記載のとおり登録湿地の基準が採択された。これを受け、国内基準が設定されたが、この国内基準は、別紙2記載のとおりである。

前述したとおり、中池見湿地には、泥炭湿地として、また、生物多様性に富んだ湿地としての価値が認められるので、別紙1の基準1に該当し、ラムサール条約登録湿地となりうる資質は有している。しかし、別紙2の基準1には、各生物地理区内において代表的な湿地のタイプに泥炭湿地が入っておらず、国内基準1からは漏れてしまう。

しかしながら 既に中池見湿地では、98年から02年にかけて学術調査が行われ、前述の「中池見湿地総合学術調査報告」としてまとめられており、この報告書によって生物多様性に富んだ湿地であることが明らかにされているので、国内基準3に該当する。中池見湿地は 現行の国内基準でもラムサール条約登録湿地足りうるのである。

3 国内法での担保

環境省は、ラムサール条約登録湿地とするための要件として、上記の国内候補地の基準の外に、国内法で保全が担保されていることを上げている。これは、ラムサール条約登録湿地とすることは、国際的に当該湿地の保全を約束することであり、それはとりもなおさず、日本国として保全に責任を持たなければならないという理由に基づくものである。したがって、国内の法律でも、地方自治体の独自の判断で変更が可能な条例によるものは除外され、国立公園、国定公園（自然公園法）、国指定鳥獣保護区

特別保護地区（鳥獣保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）、生息地等保護区（種の保存法）など、国の意思が直接に反映できるものでなければならぬとしている（この要件の下では、敦賀市が設置する都市公園では、ラムサール条約登録湿地とはなり得ないことになる）。

中池見湿地には、国内法による何等の保全の措置がとられておらず、中池見湿地をラムサール条約登録湿地とするためには、早急にこれらの保護地域のいずれかを設定する必要がある。

中池見湿地の自然が、特異な地形的、地質学的理由による泥炭湿地として、多様な水環境が生み出す多様な生態系によって形成されていることに照らすならば、自然公園法にいう、優れた自然の風景地として（自然公園法1条）、生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として（同法3条2項）、保全されることが最もふさわしい。そして、近隣には、既に、若狭湾国定公園と越前加賀海岸国定公園の2つの国定公園があることから、このいずれかの公園区域を拡張的に変更し、中池見湿地を公園区域とされるべきである。

この国定公園の拡張は、関係都道府県の申し出により、中央環境審議会の意見を聞いて、なされるのであるから（同法5条2項）、福井県は、中池見湿地の重要性を認識し、国に対して早急にその申し出を行うべきである。

第6 まとめ

以上述べたとおり、中池見湿地は、生物多様性に富み、地形的にも特異であり、かつ、40m以上の層厚の泥炭層を有する世界的にも希な地質的貴重性を有する湿地であり、わが国における湿地のなかでも特にラムサール登録湿地として国際的に保全すべき必要性の高いものである。

当連合会は、敦賀市に対し、中池見湿地の都市公園構想を撤回し、同湿地にラムサール条約登録湿地としてふさわしい保全策を決定するために十分な議論ができるよう、中池見検討協議会の委員構成の見直しや会議においては広く住民や専門家の意見を聞くことを求めるとともに、福井県に対しては、中池見湿地について、若狭湾国定公園又は越前加賀海岸国定公園の公園区域を拡張するよう申し出を行い、環境省に対しては、この申し出を受けて、公園区域を変更して、同湿地をラムサール条約の登録湿地とするための手続きを取ることを求め、本意見書を提出する。

(別紙1) ラムサール条約第7回締約国会議において採択された登録湿地の基準

- 基準1 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。
- 基準2 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準3 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準4 生活環の重要な段階において動植物種を支える場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準5 定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準6 水鳥の一の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準7 固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。
- 基準8 魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

(別紙2) ラムサール基準と日本を代表する湿地選定の考え方

- 1 各生物地理区内において代表的な湿地(ラムサール基準1)
 - ・湿原, 河川, 湖沼, 塩性湿地, マングローブ林, 干潟, 藻場, サンゴ礁, 地下水系(カルスト)を代表的な湿地のタイプとし, 各湿地タイプの類型毎に一定の規模があること等の代表性があること
- 2 絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要である(ラムサール基準2)
 - ・IUCN発行のレッドリストでCR, EN, VUかつ環境省のレッドデータブックでCR, ENである希少種の生息・生育湿地
- 3 生物地理区の生物多様性を維持するのに重要である(ラムサール基準3)
 - ・専門家による選定
- 4 生活環の重要な段階を支える上で重要である(ラムサール基準4)
 - ・専門家による選定
- 5 水鳥を支える湿地として定量的な基準を満たしている(ラムサール基準5~6)
 - ・定量的基準を3年連続又は5年のうちの3年を満たしているか
- 6 魚類を支える湿地として重要である(ラムサール基準7~8)
 - ・専門家による選定

中池見周辺図

内池見

中池見

環境保全エリア

余座池見

